

# お知らせ

## 令和5年度から町税の納付方法が拡充されます

税務課納税係 (☎ 23 - 2341)

令和5年度から新たに納付書に印字される地方税統一QRコード(eL-QR)やeL番号を利用することで、全国の地方税統一QRコード対応金融機関や対応しているスマートフォンの決済アプリから納付が可能となります。また、パソコン・スマートフォン等を使って、地方税共同機構の「地方税お支払いサイト」からクレジットカード・インターネットバンキング等による納付も可能となります。詳しくは、地方税お支払いサイト(右記QRコード)をご確認ください。  
※利用可能な納付書にはエルマークが印字されています。



### 対応税目

町道民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割、国民健康保険税(普通徴収)

### 金融機関窓口で納付する場合(現金での納付)

地方税統一QRコードが印刷されている納付書を金融機関窓口へお持ちください。

### 対応金融機関

全国の地方税統一QRコード対応金融機関

※金融機関により対応開始時期が異なる場合があります。ゆうちょ銀行・郵便局は5月以降対応予定です。

全国の地方税統一QRコード  
対応金融機関はこちら→



### スマートフォン決済で納付する場合

スマートフォン決済アプリを起動し、地方税統一QRコードを読み取ることで納付できます。対応のアプリなどは4月以降に随時、地方税お支払いサイトに掲載されます。スマートフォン決済アプリの利用方法等は各アプリのHPをご確認ください。

### 地方税お支払いサイトを利用して納付する場合

地方税お支払いサイトにアクセス、ログイン等を行い、地方税統一QRコードを読み取りeL番号を入力することで納付できます。

- ・利用可能日時：365日、24時間(システムメンテナンス時を除く)
- ・納付方法：クレジットカード、インターネットバンキング、ペイジー番号発行によるATMでの納付、ダイレクト納付(口座からの引落)
- ※eL番号とは納付書に印刷されている「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」「納付区分」を言います。

### スマートフォン決済・地方税お支払いサイトを利用した納付についての留意事項

- ・納期限が過ぎた納付書では納付できません。
- ・領収証書は発行されません。
- ・納付後、町が納付を確認できるまでに一定期間を要するため、すぐに納税証明が必要な場合は金融機関窓口やコンビニエンスストアで納付し、領収証書を役場窓口へご提示ください。
- ・金融機関、コンビニエンスストア、当別町役場窓口での納付方法は、現金での納付のみとなります。

広告

広告

## 太陽光パネル・蓄電池の共同購入事業「みんなのおうちに太陽光」の参加者を募集しています

北海道では、多くの人と一緒に安心して「太陽光パネル」や「蓄電池」を購入、設置できる共同購入キャンペーン「みんなのおうちに太陽光」の参加者を募集しています。電気代の削減が期待でき、災害時の電気の確保にも役立ちます。

**期限** 7月31日(月) **登録** 専用WEBサイト (<https://group-buy.jp/solar/hokkaido/home>) または右記QRコードでご確認ください。  
**問** 北海道みんなのおうちに太陽光事務局 (☎0120-216-100)



### 登録から購入までの流れ

—かんたん手続き—

まずは  
無料登録!



※参加登録期間は延長する場合があります。※調査には3,000円の費用がかかります。(契約される方はお支払い代金に充当いたします。最終的に契約されない方にはお返しいたします。)

### 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

固定資産税の納税義務者は、自分の所有する土地・家屋の評価額を町内の他の土地・家屋と比較するために、評価額などを記載した帳簿を縦覧できます。

**期間** 土・日曜日、祝休日を除く4月3日(月)～6月30日(金) **時間** 8時45分～17時15分 **料金** 無料 **場所** 税務課資産税係 **要件** 納税者および同一世帯の親族、納税管理人、代理人(委任状が必要)、借地・借家人(有償の賃貸借契約書等が必要) ※次に該当する場合は縦覧できません。①免税点未満の資産(少額のため課税免除された資産)、非課税資産のみを所有する場合 ②土地だけを所有する方が家屋の縦覧をする場合(逆の場合も同様) **特参** 本人確認ができるもの(個人番号カード、運転免許証など)

**問** 税務課資産税係 (☎23-2333)

### 自転車はルールを守って乗りましょう

昨年11月に「自転車安全利用五則」の内容が変更されました。内容は ①車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先 ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 ③夜間はライトを点灯 ④飲酒運転は禁止 ⑤ヘルメットを着用 です。

また、道路交通法の改正により、これまでは「13歳未満の子ども」が対象であった乗車用ヘルメットが、4月からは「すべての自転車利用者(自転車を運転する人・同乗する人)」は、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。警察庁の調査結果では、ヘルメットを着用しない時の致死率は着用時と比べて約2.2倍も高くなっています。正しく着用して安全な自転車利用をお願いします。

**問** 環境生活課町民生活係 (☎23-3209)

広告

広告

# お知らせ

## マイナンバーカードに関するお知らせ

### 手続きの一部停止について

マイナンバーカード端末の全国的なシステム更新作業のため、下記期間はマイナンバーカードに係る手続きが一部実施できませんので、ご注意ください。

**期間** 5月1日（月）～5月2日（火） **内容**【実施できない手続き】カード内の住所や氏名の変更、暗証番号の初期化、電子証明書の発行、更新、失効【一部実施できない手続き】新規交付、有効期間変更および特例期間延長、一時停止解除

**例** 名前に外字が使われている方や、電子証明書不要で新規申請された方の交付手続き。転入時の署名用電子証明書の発行（6桁以上の暗証番号）。マイナポイント申請時、暗証番号が分からなくなった時の再設定。

### 転入・転居の際は住所変更の手続きが必要です

引越しによる転入・転居手続きの際にはカードの住所の書き換えや、継続利用の手続きが必要になりますので、必ずカードを持参ください。

※手続きにはカードの暗証番号（数字4桁）の入力が必要です。暗証番号が分からない場合は、再設定を行うことができます。

**問** 住民課戸籍年金係（☎ 23 - 2463）

## 4月から児童扶養手当等の額が改正されます

### <児童扶養手当>

手当の区分	【改定前】	【改定後】
児童扶養手当 (全部支給)	43,070円	44,140円
児童扶養手当 (一部支給)	所得に応じて 43,060円 ～10,160円	所得に応じて 44,130円 ～10,410円
児童2人目 の加算額	所得に応じて 10,170円 ～5,090円	所得に応じて 10,410円 ～5,210円
児童3人目以降 の加算額	所得に応じて 6,100円 ～3,050円	所得に応じて 6,240円 ～3,130円

**問** 保健福祉課福祉係（ゆとろ内・☎ 23 - 3019）

### <特別児童扶養手当>

手当の種類	【改定前】	【改定後】
特別児童扶養手当1級	52,400円	53,700円
特別児童扶養手当2級	34,900円	35,760円
特別障害者手当	27,300円	27,980円
障害児福祉手当	14,850円	15,220円

**問** 介護課障がい支援係（ゆとろ内・☎ 25 - 2665）

広 告